

令和5年度「東南アジア青年の船」(第47回)事業 二次募集応募要領

本事業は、日本と東南アジア諸国連合(以下「ASEAN」という。)の青年が、オンライン交流と対面交流による各種の交流活動を行うことにより、青年相互の友好と理解の促進、青年の国際的視野の拡大、国際協調精神の醸成及び国際協力における実践力の向上を図り、もって国際化の進展する社会の各分野で指導性を発揮することができる次世代リーダーを育成することを目的としております。

1 参加国【調整中】

日本及びASEAN諸国(ブルネイ・ダルサラーム国、カンボジア王国、インドネシア共和国、ラオス人民民主共和国、マレーシア、ミャンマー連邦共和国、フィリピン共和国、シンガポール共和国、タイ王国、ベトナム社会主義共和国)

2 事業の構成及び内容

本事業は、日本参加青年に対する研修、日本参加青年と外国参加青年とのオンライン交流と対面交流プログラム及び事業報告会によって構成されます。

(1) 日本参加青年に対する研修

① 事前研修

事業の趣旨、内容等について理解を深めるために必要な基礎知識及び参加青年としての心構えやディスカッションの基本情報を習得させるとともに、外国参加青年との交流プログラムに備えるため、英語ディスカッション講座を実施

② 事後研修

本事業を振り返り、今後の事後活動(社会貢献活動等)についての展望を明確化するとともに、会議を通じて得た経験や学んだことを集約し共有

(2) 日本参加青年と外国参加青年との交流プログラム【使用言語：英語】

① オンライン交流プログラム

ア グループ・ディスカッション(世界的視点に立ったテーマによる討論)

イ 各国の文化・社会等への理解を深めるためのセミナーや異文化交流等

② 対面交流プログラム

オンライン交流プログラムで親交を深めた外国参加青年を日本に招へいして、合宿形式で対面交流を行います。

ア グループ・ディスカッション及びテーマ別施設等訪問

イ 地方プログラム(訪問地青年等との交流)

ウ 日本ASEAN友好協力50周年交流会等

③ グループディスカッション（5分野）

「日本 ASEAN 友好協力 50 周年を迎えた新たな協力の時代に、青年ができること」をテーマとし、今後さらなる関係発展が見込まれる我が国と ASEAN との間の共通課題や、将来的により一層協力していくことのできる分野等について、青年として何ができるか、どう行動に移すべきかについて、以下5つの分野ごとにディスカッションを行う。

【分野】

- I. 質の高い教育
- II. ジェンダー平等、女性活躍の推進
- III. 経済成長と住み続けられるまちづくり
- IV. エネルギー、気候変動対策、循環型社会
- V. 健康とウェルビーイング

※ 日本青年4名程度、外国青年2名程度×10か国によりグループ編成

※ 上記テーマは、ASEAN 各国と調整中のため、テーマの一部が変更する場合があります。

(3) 事業報告会

本会議を通じて得られた成果等について報告し、青年国際交流事業に関心のある一般の青少年等に向けて配信することを目的として実施

3 開催日時

(1) 事前研修

令和5年 9月24日（日）オンライン 14:00~18:00の4時間

令和5年10月28日（土）~29日（日）対面（都内宿泊施設）

(2) オンライン交流プログラム

令和5年11月12日（日）、19日（日）いずれも14:00~18:00の4時間

(3) 対面交流プログラム

令和5年11月29日（水）~12月8日（金）10日間（都内又は近県の宿泊施設）
（12月1日~4日に地方プログラム）

(4) 事後研修

令和5年12月8日（金）~9日（土）対面（都内又は近県の宿泊施設）

(5) 事業報告会

令和6年1月21日（日）オンライン

(1月14日(日)リハーサル実施予定)

1月14日、21日のいずれも14:00~18:00の4時間を予定

※ 諸般の事情により、日程が変更されることがあります。

4 募集人数

日本参加青年 20名

※ 外国参加青年は10か国各10名、日本・外国で合計120名程度が参加予定

5 応募要件等

- (ア) 日本の国籍を有すること。
- (イ) 令和5年4月1日現在、18歳以上33歳以下の者であること。
- (ウ) 健康で協調性に富み、会議の計画に従って規律ある行動ができること。
- (エ) 日本の社会、文化等について相当程度の知識又は技能を有すること。
- (オ) 参加国に対して関心と理解があること。
- (カ) 本会議における活動(ディスカッション等)を円滑に行うことができる英語力を有すること。
- (キ) 事前研修、本プログラム、事後研修及び事業報告会の全日程に参加できること。
- (ク) 事業終了後もその経験をいかして社会活動を活発に行うことが期待できること。
- (ケ) 自らの負担でオンライン交流に必要な機材(パソコン(スマートフォン不可)のほか、インターネットに接続できる環境等)を準備できること。
- (コ) 新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染症対策について、内閣府が求める必要な対応(ワクチン接種、マスク着用、手指消毒、検査など)について協力できること
- (サ) 事業内において、内閣府及び本事業の支援業務を受注した業者が撮影した写真及び動画等について、内閣府及び関係団体のHP、SNS及びその他広報に用いることに同意すること。
- (シ) 内閣府が主催する青年国際交流事業の既参加青年でないこと
 - ※ (イ)について、令和6年度以降に実施する事業においては、事業実施年度の4月1日現在、18歳以上30歳以下とする予定です。
 - ※令和2年度以降に内閣府が実施したオンライン交流事業に参加した者は、応募は可能です。
 - ※令和4年度に内閣府が実施した「世界青年の船事業(ハイブリッド)」及び「国際社会青年育成事業(ハイブリッド)」に参加した者は、応募することはできません。

6 修了証の交付

本事業に適切に参加し(日本参加青年は事前・事後研修及び事業報告会を含む。)、また日本及び外国参加青年の相互理解と友好促進に貢献したと認められる参加青年に対しては、修了証を交付します。

ただし、参加青年として決定後であっても、応募資格の条件に反することが判明した場合、その他参加青年として不適当と認められる行為（無断欠席・遅刻・早退等）があった場合には交付いたしません。

7 応募方法

内閣府のホームページにある応募方法に従ってご応募ください。

※ <https://www8.cao.go.jp/youth/kouryu/bosyu-2023.html>

※ 参加申込書による書類選考の後ウェブテスト及びオンライン面接による2段階での選考を行わせていただきます（参加申込書には、学歴、職歴、経験等に加え、1200字以内の応募理由（志望動機）等を記入していただきます。）。

※ 健康診断書（様式自由、令和5年1月以降に受診の上作成されたもの）を参加申込書に添付してください。

※ 書類選考の合否判定については令和5年5月24日（水）頃までに、応募者全員に対し参加申込書に記載されたE-mailアドレスへ結果を通知します。合格者に対しては、最終選考となるオンライン面接試験（個人面接を5月27日（土）～6月5日の間で実施予定、なお日時の指定はできません。）を行うための詳細を併せて連絡いたします。

オンライン面接による選考の合否判定については6月13日（火）頃までに面接受験者全員にメールにて結果を通知いたします。

※ 参加申込書提出の締切：令和5年5月22日（月）12時（正午）

※ 参加申込書はメールによる申請のみの受付となります。郵送による申請は不可となりますのでご注意ください。

8 参加決定条件

事業への参加決定に当たっては、5に記載する応募要件等を満たし、事前研修、オンライン交流プログラム、対面交流プログラム、事後研修及び事業報告会を含む全日程に参加することを条件とします（オンライン面接にあたって、誓約書への記入を求めます。）。

ただし、参加青年として決定後であっても、応募要件等に反することが判明した場合、特に正当な理由なく研修や交流プログラムを遅刻・欠席した場合、その他参加青年として不適当と認められる行動があった場合には、参加決定を取り消すことがあります。

9 併願について

(1) 併願の条件

内閣府が主催する国際交流事業に最大2事業まで併願することが可能です。併願をする場合には、各事業の選考試験を受ける必要があります。また、参加できる事業は1つの事業のみです。

(2) 提出書類

併願を希望する場合は、参加申込書に必ず希望順位を記入し、応募理由（志望動機）を記入してください。

(3) 受験資格

併願受験者に対して内閣府が合格を出す際は、参加申込書の希望順位に基づき、受験者1名に対して1つの合格事業を決定します。

10 その他

(1) 参加費：5万円程度（見込み）※振り込みによる事前徴収

- ① 研修費（事前研修、事後研修に係る宿泊費及び食費等）
- ② 国内旅行保険加入費

(2) 上記の参加費の他、以下の経費についても各参加者の負担となります。

- ① 事業参加に必要なパソコンの費用及びオンライン交流時の通信料
- ② 事前研修に参加するための往復の交通費
- ③ 事後研修から帰郷、帰宅するための交通費（※11/29の対面交流プログラムに集合するための往路分の交通費は内閣府が負担するため、参加者負担はありません）
- ④ (1)の国内旅行保険で賄えない治療費及び付随する費用
- ⑤ その他個人の用に必要な経費

(3) 参加費免除の申請について

独立生計者(※)でない者かつ奨学金受給者、授業料免除者、その他経済的理由により参加費の納付が困難な者は、参加費の免除を申請することができます。書類選考に合格した者のうち、参加費免除の申請を希望する者は必要書類を準備し、内閣府が指定する期日までに内閣府に申請してください（詳細及び申請様式は書類選考合格後、希望する者に送付します）。内閣府で申請書及び必要書類を確認し、選考試験に合格した者のうち、認定された者の参加費を免除することとします。なお、上記(2)については、参加費免除となった場合でも、自己負担となるので注意してください。

(※) 独立生計者とは、以下の項目全てに該当する者を指します。

- ① 所得税法上、父母等の扶養親族でない者
- ② 父母等と別居している者
- ③ 本人（配偶者があるときは、配偶者を含む）に150万円以上の収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明書が発行される者
- ④ 父母等（配偶者を除く）から経済的な援助を受けていない者。独立生計の場合は、世帯の構成員は申請者本人（配偶者や子どもがいる場合は含む）のみとなります。

(4) 事後活動について

本事業の応募に当たっては、「事後活動」の重要性についても認識してください。内閣府は、事業実施中の活動だけでなく、事業参加後、事業で得た学びを広く社会に還元することを目的にした事後活動も重視しています。内閣府の青年国際交流事業は歴史が長いため、「日本青年国際交流機構（IYEO）」を中心とした世界的なネットワーク、同窓会組織による事後活動の機会が充実しています。事後活動とは何かを知りたい場合は、内閣府発行の「事後活動ニュース」

(<https://www8.cao.go.jp/youth/kouryu/koho/index.html>) 又は IYEO ホームページ

ジ (<https://www.iyeo.or.jp/about-us/localiyeocontact/>) を御覧ください。事業に参加した先輩とつながれる連絡先はこちらです（各県 IYE0 への連絡先 <https://www.iyeo.or.jp/about-us/localiyeocontact/>）。